

I P M実践指標（たまねぎ）

（富山県）

管理項目	管理ポイント	点数	チェック欄(注1)		
			昨年度の実施状況	今年度の実施目標	今年度の実施状況
1 2 3 4 圃場選定と圃場周辺の管理	1 同一圃場内でのユリ科野菜の連作は避ける。	1			
	2 水はけの良い圃場を選択し、低湿地の圃場での作付けは避ける。(注2)	1			
	3 病害虫の発生源をなくすための除草を実施する。	1			
	4 土壌診断に基づいた適切な施肥、pH矯正等の資材施用を行う。	1			
5 6 7 8 健全苗の育成	5 消毒されている種子を使用する。	1			
	6 セル育苗に用いる培養土や資材は病害虫に汚染されていないものを用いる。	1			
	7 健全苗の育成のために、適正な播種量、施肥量を守り、過湿とならないよう適度なかん水を行う。	1			
	8 育苗中に病害虫の発生が見られたら、早期に防除、除去を行う。	1			
9 10 11 12 13 14 栽培期間中の病害虫・雑草の発生しにくい環境作り	9 タネバエの被害を防ぐため、未熟な有機物は施用しない。	1			
	10 病害虫の被害株は早めに抜き取る。	1			
	11 生育を確認し、適正な施肥管理を行う。	1			
	12 通路及び畝の中耕により、雑草発生を抑える。	1			
	13 適用のある生物農薬や銅剤について、有効に活用している。	1			
	14 収穫が遅れないよう計画的に行う。	1			
15 16 防除要否の判断	15 農林水産総合技術センターが発表する発生予察情報やフェロモントラップ等による地域予察情報等入手し、病害虫の発生予測を確認する。	1			
	16 圃場での発生状況や被害を把握するとともに気象予報等を考慮し防除の要否や防除時期を判断する。	1			
17 収穫後残渣の処理	栽培終了後に適正な残さ処理を行う。	1			

18		十分な薬効が得られる範囲で最小の使用量となる最適な散布方法を検討した上での使用量・散布方法を決定する。	1			
19	農薬の使用全般	農薬を使用する場合には作用機作の異なる農薬をローテーションで使用する。	1			
20		散布器具、・タンク等の洗浄を十分に行い、残液やタンクの洗浄水は適切に処理し、河川などに流入しないようにする。	1			
21		農薬飛散対策	農薬散布を実施する場合には、適切な飛散防止措置を講じた上で使用する。(注3)	1		
22	周辺地域内での連絡体制を強化する。 (たまねぎの収穫時期の積極的な伝達)		1			
23	作業日誌	各農作業の実施日、病害虫・雑草の発生状況、農薬を使用した場合の農薬の名称、使用時期、使用量、散布方法等のIPMに係る栽培管理状況を作業日誌として記録する。	1			
24	研修会等への参加	都道府県や農業協同組合が開催するIPM研修会や防除研修会等に参加する。	1			
合計点数(注4)						
対象IPM計						

注1:チェック欄では、未実施の場合は「0」、農薬未使用等当該管理ポイントがチェックの対象外であった場合は「-」と記す。

注2:排水の悪いほ場に作付けする場合は高畝とする。また、排水の悪いほ場は、暗きょ排水などの方法で排水を改善する。

注3:飛散防止措置として、農薬散布時は風の強さや風向き、散布位置や方向に注意し適切なノズル、圧力で散布する。また、散布後は器具をよく洗う。

注4:当該年度の病害虫の発生状況等から対象となる管理ポイントの合計点数を記入する。例えば、農薬を使用しない場合の「農薬の使用全般」の管理ポイントの点数は対象にならない。